

前橋市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
(許可等申請手数料の額) 第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、 同表に掲げる区分に応じた額の手数を納付 しなければならない。		(許可等申請手数料の額) 第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、 同表に掲げる区分に応じた額の手数を納付 しなければならない。	
区分	金額	区分	金額
(1)～(8) 省略		(1)～(8) 省略	
(9) 法第52条第6項第3号の規定による建 築物の容積率に関する特例の認定を申請 する者	2万7,000円		
(9)の2 省略		(9) 省略	
(10)～(12) 省略		(10)～(12) 省略	
(13) 法第55条第3項の規定による建築物 の高さの許可を申請する者	16万円		
(13)の2 法第55条第4項各号の規定による 建築物の高さの許可を申請する者	省略	(13) 法第55条第3項各号の規定による建 築物の高さの許可を申請する者	省略
(14)～(15)の4 省略		(14)～(15)の4 省略	
(15)の5 法第58条第2項の規定による建築 物の高さの許可を申請する者	16万円		
(16)～(25) 省略		(16)～(25) 省略	
(26) 法第85条第6項の規定による仮設建 築物の建築の許可を申請する者	省略	(26) 法第85条第5項の規定による仮設建 築物の建築の許可を申請する者	省略
(26)の2 法第85条第7項の規定による仮設 興行場等の建築の許可を申請する者	省略	(26)の2 法第85条第6項の規定による仮設 興行場等の建築の許可を申請する者	省略
(27) 省略		(27) 省略	
(28) 法第86条第2項の規定による一の敷 地にあるとみなされる建築物に関する特 例の認定を申請する者	建築物(建築等を するものに限る。 以下この号にお いて同じ。)の数 が1である場合に あつては7万8,00 0円、建築物の数 が2以上である場 合にあつては7万 8,000円に1を超 える建築物の数 に2万8,000円を 乗じて得た額を 加算した額	(28) 法第86条第2項の規定による一の敷 地にあるとみなされる建築物に関する特 例の認定を申請する者	建築物(既存建築 物を除く。以下こ の号において同 じ。)の数が1であ る場合にあって は7万8,000円、建 築物の数が2以上 である場合にあ つては7万8,000 円に1を超える建 築物の数に2万8, 000円を乗じて得 た額を加算した 額
(28)の2 省略		(28)の2 省略	
(28)の3 法第86条第4項の規定による一の 敷地にあるとみなされる建築物に関する 特例の許可を申請する者	建築物(建築等を するものに限る。 以下この号にお いて同じ。)の数 が1である場合に あつては23万 8,000円、建築物 の数が2以上であ る場合にあって は23万8,000円に 1を超える建築物 の数に2万8,000 円を乗じて得た	(28)の3 法第86条第4項の規定による一の 敷地にあるとみなされる建築物に関する 特例の許可を申請する者	建築物(既存建築 物を除く。以下こ の号において同 じ。)の数が1であ る場合にあって は23万8,000円、 建築物の数が2以 上である場合に あつては23万8,0 00円に1を超える 建築物の数に2万 8,000円を乗じて 得た額を加算し

	額を加算した額		た額
(29) 法第86条の2第1項の規定による一般 地内認定建築物以外の建築物の新築又は 一般地内認定建築物の増築等の認定を申 請する者	建築物(一般地内 認定建築物以外 の建築物の新築 又は一般地内認 定建築物の増築 等に係る建築物 に限る。以下この 号において同じ。)の数が1である 場合にあつては7万8,000円、建 築物の数が2以上 である場合にあ つては7万8,000 円に1を超える建 築物の数に2万8, 000円を乗じて得 た額を加算した額	(29) 法第86条の2第1項の規定による一般 地内認定建築物以外の建築物の建築の認 定を申請する者	建築物(一般地内 認定建築物を除 く。以下この号に おいて同じ。)の 数が1である場合 にあつては7万8, 000円、建築物の 数が2以上である 場合にあつては7 万8,000円に1を 超える建築物の 数に2万8,000円 を乗じて得た額 を加算した額
(29)の2 法第86条の2第2項の規定による 一般地内認定建築物以外の建築物の新築 又は一般地内認定建築物の増築等に係る 建築物に関する特例の許可を申請する者	建築物(一般地内 認定建築物以外 の建築物の新築 又は一般地内認 定建築物の増築 等に係る建築物 に限る。以下この 号において同じ。)の数が1である 場合にあつて は23万8,000円、 建築物の数が2以 上である場合に あつては23万8,0 00円に1を超える 建築物の数に2万 8,000円を乗じて 得た額を加算し た額	(29)の2 法第86条の2第2項の規定による 一般地内認定建築物以外の建築物に関す る特例の許可を申請する者	建築物(一般地内 認定建築物を除 く。以下この号に おいて同じ。)の 数が1である場合 にあつては23万 8,000円、建築物 の数が2以上であ る場合にあつて は23万8,000円に 1を超える建築物 の数に2万8,000 円を乗じて得た 額を加算した額
(29)の3 法第86条の2第3項の規定による 一般地内許可建築物以外の建築物の新築 又は一般地内許可建築物の増築等に係る 建築物に関する特例の許可を申請する者	建築物(一般地内 許可建築物以外 の建築物の新築 又は一般地内許 可建築物の増築 等に係る建築物 に限る。以下この 号において同じ。)の数が1である 場合にあつて は23万8,000円、 建築物の数が2以 上である場合に あつては23万8,0 00円に1を超える 建築物の数に2万	(29)の3 法第86条の2第3項の規定による 一般地内許可建築物以外の建築物に関す る特例の許可を申請する者	建築物(一般地内 許可建築物を除 く。以下この号に おいて同じ。)の 数が1である場合 にあつては23万 8,000円、建築物 の数が2以上であ る場合にあつて は23万8,000円に 1を超える建築物 の数に2万8,000 円を乗じて得た 額を加算した額

	8,000円を乗じて 得た額を加算し た額		
(30)～(34) 省略		(30)～(34) 省略	
(35) 法第87条の3第6項の規定による興行 場等の使用の許可を申請する者	省略	(35) 法第87条の3第5項の規定による興行 場等の使用の許可を申請する者	省略
(36) 法第87条の3第7項の規定による特別 興行場等の使用の許可を申請する者	省略	(36) 法第87条の3第6項の規定による特別 興行場等の使用の許可を申請する者	省略